

沖縄県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金に係る留意事項

1 交付決定金額について

今回の交付決定金額は、ご提出いただいた申請書及び計画書に基づき、前年度実績等から算定される見込額であり、実際に当該金額が交付されるものではありません。

2 補助金の額の算定について

以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額が毎月算定・支給されます。

算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。


$$\text{ある月の総報酬} \times \text{交付率} = \text{交付額}$$

(基本報酬+加算減算) × 1単位の単価

例) 5月分の報酬にかかる補助金について7月末に算定・支給
2月・3月分については4月分と一括で6月末に算定・支給

3 補助金の要件について

補助金の全額を賃金改善に充てること。

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること。

- ・ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ・「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ・ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。

4 補助金の振込口座について

本補助金の支払いは、国保連に委託して、初回振込を6月29日に行うことを予定しています。

振込先口座の取扱いについて、別紙「令和4年度福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金の振込先口座について(注意喚起)」を参照してください。

※特に債権譲渡先口座を設定している事業者はご注意ください。